

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年6月8日(2023.6.8)

【公開番号】特開2023-38329(P2023-38329A)

【公開日】令和5年3月16日(2023.3.16)

【年通号数】公開公報(特許)2023-050

【出願番号】特願2023-9211(P2023-9211)

【国際特許分類】

A 6 1 H 15/00 (2006.01)

10

【F I】

A 6 1 H 15/00 3 1 0 C

A 6 1 H 15/00 3 1 0 D

A 6 1 H 15/00 3 2 0 B

【手続補正書】

【提出日】令和5年5月31日(2023.5.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基部と、

前記基部に対して対称に設けられる第1、第2アームと、

前記第1アームの一端部に設けられる第1施術体と、

前記第2アームの一端部に設けられる第2施術体と、

を備え、

前記第1アームは、第1変形部を含み、

30

前記第2アームは、第2変形部を含み、

前記第1変形部および前記第2変形部は、前記第1施術体と前記第2施術体との距離が変化するよう弾性変形可能に構成され、

前記第1変形部および前記第2変形部は、ウレタン樹脂により形成される、美容器。

【請求項2】

前記第1変形部および前記第2変形部のそれぞれについて、長手方向に直交する断面の面方向に沿った方向であって、前記第1施術体の中心と前記第2施術体の中心を通る方向である第1方向に直交する方向を第2方向と称し、前記断面の面方向に沿った方向であって前記第2方向に直交する方向を第3方向と称するとき、前記断面は前記第2方向の寸法が前記第3方向の寸法よりも大きい、請求項1に記載の美容器。

40

50